

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">指定入院医療機関運営ガイドライン</p> <p>目次 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 指定入院医療機関、管理者等の役割</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 医療の質や地域連携を確保する組織体制</p> <p style="padding-left: 2em;">指定入院医療機関において専ら入院対象者を処遇するための病棟（以下「<u>医療観察法病棟</u>」という。）に関しては、以下の会議を置くものとする。</p> <p>① 医療の質を確保するための会議</p> <p>○ <u>外部評価会議</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>医療観察法病棟</u>の運営状況や治療内容に関する情報公開を行いその評価を受けることで、<u>医療観察法病棟</u>運営の透明性を確保するための会議。</p> <p style="padding-left: 2em;">指定入院医療機関の管理者主催で年2回程度開催する。</p> <p style="padding-left: 2em;">精神医学の専門家・法律に関し学識経験を有する者・自治体関係者の外部委員各1名以上を招聘する。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>前述した外部委員に加え、必要に応じて、他の指定入院医療機関の医師等の招聘を検討する。</u></p> <p>○ <u>運営会議</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>医療観察法病棟</u>の運営状況について報告聴取し、運営方針を決定したり、全入院対象者に共通の治療指針を策定したり、緊急性評価の基準を策定したり、入院対象者それぞれについて状態報告と今後の治療方針確認を行うための会議。</p> <p style="padding-left: 2em;">特に、急性期から回復期、回復期から社会復帰期への移行が検討される者について報告聴取し、治療の進展度合いを確認する。</p>	<p style="text-align: center;">指定入院医療機関運営ガイドライン</p> <p>目次 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 指定入院医療機関、管理者等の役割</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 医療の質や地域連携を確保する組織体制</p> <p style="padding-left: 2em;">指定入院医療機関において専ら入院対象者を処遇するための病棟（以下「<u>新病棟</u>」という。）に関しては、以下の会議を置くものとする。</p> <p>① 医療の質を確保するための会議</p> <p>○ <u>新病棟外部評価会議</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>新病棟</u>の運営状況や治療内容に関する情報公開を行いその評価を受けることで、<u>新病棟</u>運営の透明性を確保するための会議。</p> <p style="padding-left: 2em;">指定入院医療機関の管理者主催で年2回程度開催する。</p> <p style="padding-left: 2em;">精神医学の専門家・法律に関し学識経験を有する者・自治体関係者の外部委員各1名以上を招聘する。</p> <p>○ <u>新病棟運営会議</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>新病棟</u>の運営状況について報告聴取し、運営方針を決定したり、全入院対象者に共通の治療指針を策定したり、緊急性評価の基準を策定したり、入院対象者それぞれについて状態報告と今後の治療方針確認を行うための会議。</p> <p style="padding-left: 2em;">特に、急性期から回復期、回復期から社会復帰期への移行が検討される者について報告聴取し、治療の進展度合いを確認する。</p> <p style="padding-left: 2em;">指定入院医療機関の管理者の主催で1ヶ月に1回は開催する。</p>

指定入院医療機関の管理者の主催で1ヶ月に1回は開催する。
重大事故など緊急事態発生時は緊急時運営会議として臨時開催し、対応方針を決定する。

○ 倫理会議

入院対象者の同意によらない治療行為を開始する必要性に関して、事前の協議により適否を決定するとともに、同意によらない治療行為を継続している入院対象者に関して報告聴取し評価を行ったり、緊急的に実施された同意によらない治療行為について報告聴取し、事後評価を行ったり、麻酔薬など強力な鎮静剤の投与を行った場合について報告聴取し評価を受けるための会議。

指定入院医療機関の管理者の主催で原則として月2回開催し、必要に応じ臨時開催する。精神医学の専門家の外部委員1名以上を招聘する。

前述した外部委員に加え、必要に応じて、他の指定入院医療機関の医療観察法病棟に勤務する医師の招聘を検討する。

○ 治療評価会議

治療の効果を判定するために定期的に入院対象者の評価を行うための会議。
原則として週1回開催する。

この会議は、医療観察法病棟内の医師、看護師、臨床心理技術者、作業療法士、精神保健福祉士の多職種チームにより構成することを基本とし、必要に応じ、社会復帰調整官が参加する。

また、必要に応じ、対象者本人も参加する。

3 主な事務の流れ

(1) 入院（再入院）決定から対象者の受入れまで

① 指定入院医療機関の選定の事前調整

重大事故など緊急事態発生時は緊急時運営会議として臨時開催し、対応方針を決定する。

○ 新病棟倫理会議

入院対象者の同意によらない治療行為を開始する必要性に関して、事前の協議により適否を決定するとともに、同意によらない治療行為を継続している入院対象者に関して報告聴取し評価を行ったり、緊急的に実施された同意によらない治療行為について報告聴取し、事後評価を行ったり、麻酔薬など強力な鎮静剤の投与を行った場合について報告聴取し評価を受けるための会議。

指定入院医療機関の管理者の主催で原則として月2回開催し、必要に応じ臨時開催する。精神医学の専門家の外部委員1名以上を招聘する。

○ 新病棟治療評価会議

治療の効果を判定するために定期的に入院対象者の評価を行うための会議。
原則として週1回開催する。

この会議は、新病棟内の医師、看護師、臨床心理技術者、作業療法士、精神保健福祉士の多職種チームにより構成することを基本とし、必要に応じ、社会復帰調整官が参加する。

また、必要に応じ、対象者本人も参加する。

3 主な事務の流れ

(1) 入院（再入院）決定から対象者の受入れまで

① 指定入院医療機関の選定の事前調整

別紙

<p>○ 裁判所から決定予定日の事前通知を受けた地方厚生局が、指定入院医療機関選定の事前調整のために連絡をするので、この連絡を受けた指定入院医療機関は、<u>医療観察法病棟</u>の状況等について適切な情報提供を行うこと（別紙様式案）。</p> <p>○（略）</p> <p>○（略）</p> <p>○（略）</p> <p>○（略）</p> <p>②（略）</p> <p>(2) 入院から退院の許可の申立てまで</p> <p>① 入院中の処遇内容</p> <p>○（略）</p> <p>○（略）</p> <p>○（略）</p> <p>○（略）</p> <p>○（略）</p> <p>○ 入院処遇ガイドラインでは、外出・外泊には、院内散歩（指定入院医療機関内で<u>医療観察法病棟外</u>への散歩）、院外外出（指定入院医療機関外への外出）又は外泊の3種類がある旨記載され、外出（病棟敷地内の散歩を除く。）は回復期より、外泊は社会復帰期より開始されるものとされているところ、外出・外泊の実施のときには、指定入院医療機関の職員が同行すること。</p> <p>また、外泊の際には、保護観察所へ事前及び終了時に連絡する他、外出・外泊の際には、入院対象者と、当該対象者の退院後の地域社会における処遇に携わる関係諸機関との関係構築に配慮すること。</p> <p>○（略）</p> <p>②～③（略）</p>	<p>○ 裁判所から決定予定日の事前通知を受けた地方厚生局が、指定入院医療機関選定の事前調整のために連絡をするので、この連絡を受けた指定入院医療機関は、<u>新病棟</u>の状況等について適切な情報提供を行うこと（別紙様式案）。</p> <p>○（略）</p> <p>○（略）</p> <p>○（略）</p> <p>○（略）</p> <p>②（略）</p> <p>(2) 入院から退院の許可の申立てまで</p> <p>① 入院中の処遇内容</p> <p>○（略）</p> <p>○（略）</p> <p>○（略）</p> <p>○（略）</p> <p>○（略）</p> <p>○ 入院処遇ガイドラインでは、外出・外泊には、院内散歩（指定入院医療機関内で<u>新病棟外</u>への散歩）、院外外出（指定入院医療機関外への外出）又は外泊の3種類がある旨記載され、外出（病棟敷地内の散歩を除く。）は回復期より、外泊は社会復帰期より開始されるものとされているところ、外出・外泊の実施のときには、指定入院医療機関の職員が同行すること。</p> <p>また、外泊の際には、保護観察所へ事前及び終了時に連絡する他、外出・外泊の際には、入院対象者と、当該対象者の退院後の地域社会における処遇に携わる関係 諸機関との関係構築に配慮すること。</p> <p>○（略）</p> <p>②～③（略）</p>
---	--

<p>④ 退院の許可又は入院継続の確認の申立てに係る審判上の権利義務関係（管理者） ＜本法上の権利義務関係＞</p> <ul style="list-style-type: none">○ （略）○ 意見の陳述及び資料の提出（本法第25条第1項） <p>指定入院医療機関の管理者は、退院の許可又は入院継続の確認の申立てをした場合は、意見を述べ、必要な資料を提出しなければならない。</p> <p>必要な資料としては、例えば、月1回の<u>運営会議</u>シートの写し、週1回の<u>治療評価会議</u>シートの写し、直近半年間の診療及び病状経過の要約等が考えられる。</p> <p>ここで提出した資料等は、原則として返還されないので、特に返還の必要がある場合には、あらかじめその旨を裁判所に申し出る。</p> <ul style="list-style-type: none">○ （略）○ （略）○ （略）○ （略）○ （略） <p>＜最規上の権利義務関係＞ （略）</p> <p>(3)・(4) （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>5 地域連携体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none">(1) （略）(2) 緊急時における対応体制の確保 <p>① 基本的事項</p> <ul style="list-style-type: none">○ 重大事故発生時、無断退去発生時等の緊急時においては、速やかに<u>運営会議</u>等において、対応方針を定める。必要に応じて、通常のメンバーに加えて、地元関係機関（警察、自治体等）の参加を求め、機動的な対応を行うこと。	<p>④ 退院の許可又は入院継続の確認の申立てに係る審判上の権利義務関係（管理者） ＜本法上の権利義務関係＞</p> <ul style="list-style-type: none">○ （略）○ 意見の陳述及び資料の提出（本法第25条第1項） <p>指定入院医療機関の管理者は、退院の許可又は入院継続の確認の申立てをした場合は、意見を述べ、必要な資料を提出しなければならない。</p> <p>必要な資料としては、例えば、月1回の<u>新病棟運営会議</u>シートの写し、週1回の<u>新病棟治療評価会議</u>シートの写し、直近半年間の診療及び病状経過の要約等が考えられる。</p> <p>ここで提出した資料等は、原則として返還されないので、特に返還の必要がある場合には、あらかじめその旨を裁判所に申し出る。</p> <ul style="list-style-type: none">○ （略）○ （略）○ （略）○ （略）○ （略） <p>＜最規上の権利義務関係＞ （略）</p> <p>(3)・(4) （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>5 地域連携体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none">(1) （略）(2) 緊急時における対応体制の確保 <p>① 基本的事項</p> <ul style="list-style-type: none">○ 重大事故発生時、無断退去発生時等の緊急時においては、速やかに<u>新病棟運営会議</u>等において、対応方針を定める。必要に応じて、通常のメンバーに加えて、地元関係機関（警察、自治体等）の参加を求め、機動的な対応を行うこと。
--	---

別紙

<p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>6 (略)</p>
---	---